

動き商標に関する審査基準について（案）

平成 26 年 8 月

1. 定義について

改正商標法第 5 条第 2 項第 1 号には、「商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標」（以下「変化商標」という。）が規定されている。

「動き商標」については、上記の変化商標に含まれるものとして整備される方向である¹。

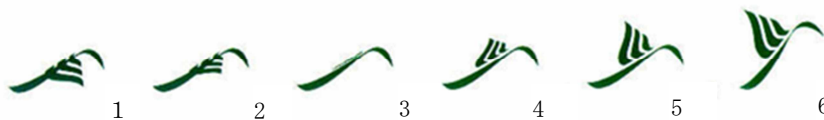
2. 出願方法について

動き商標の出願においては、願書の記載として、商標のタイプの記載、商標登録を受けようとする商標、商標の詳細な説明の提出が想定される。¹

（1）「商標登録を受けようとする商標」の記載方法

動き商標は、動きの特徴を把握するに十分な一又は複数の図又は写真により表現することが想定される。¹

<海外の登録例>



OHIM (Reg. No. 1864610 号)

※なお、上記の商標登録を受けようとする商標の右下にある順番を表す番号は、事務局にて拡大したものである。

（2）「商標の詳細な説明」の記載

商標の詳細な説明は、願書に記載した商標登録を受けようとする商標を特定するため、次のような記載を求めている。

すなわち、構成要素としての文字及び図形等の標章の説明、標章の動きの様子、特徴、順番及び全体の所要時間等についての具体的かつ明確な説明を求めている。

¹ 今後定められる商標法施行規則において規定される予定である。

なお、動き商標は変化の前後にわたる文字、図形等から構成されるため、これらの「動きそのもの」は「商標」の構成要素とはされていない。

＜海外の登録例（上記 1864610 号※）＞

動画を表す 6 枚の静止画からなる（数字は標章に含まれない）。番号 1 は、様式化された緑色の鳥が翼を開くための出発点である。以降の図において、鳥の翼は最後の番号 6 に示されている最も高い位置に徐々に開いていく。²

（参考）主要国・地域における審査基準等

- 英国においては、標章の表現には、次のような一定の情報が含まなければならない。「標章が動く画像であること」「画像が何を表現しているかつまり、外観の変化の様子」「一連の動きの中に何枚の画像が含まれているか」「画像の順番」「一連の動きであること (a single sequence)」。³
- 豪州においては、出願人は商標のすべての特徴を示した明確な表示を提供しなければならない。出願には、同様に商標のすべての特徴を明確に記述した商標の説明を添付しなければならない。実際の商標の写しも、例えばビデオクリップのような形で提供する必要がある。特に、説明の中での「～において例示されている（ような）」又は「その一つの例が～」などの表現は、商標を正確に規定しておらず、受理されない。⁴

3. 識別力について

（1）基本的な考え方

動き商標の識別力は、文字や図形等の標章とそれが時間の経過により変化する状況（標章の動き方）を商標登録を受けようとする商標及び商標の詳細な説明から特定し、全体として判断する必要があるのではないかな。

そして、一般に動きは、宣伝広告等において注意喚起や装飾的效果を期待し、また、特定の立体的形状の機能を果たすために採用されるものであると考えられる。

したがって、標章そのものの識別力の有無が、商標全体の識別力の判断に影響を及ぼすのではないかな。

（ア）標章そのものに識別力が認められない場合

標章そのものに識別力が認められない場合、原則として商標全体としても識別力が認められないのではないかな。

しかし、このような場合であっても、次のようなときには例外的に識別力が認められるのではないかな。

² OHIM の Reg. No. 1864610 号の Description を事務局が一部修正したもの。

³ Manual of trade marks practice, The Examination Guide, PRACTICE (In alphabetical order), UNCONVENTIONAL TRADE MARKS, 5.1 Graphical representation – movement marks

⁴ Trade Marks Office Manual of Practice and Procedure, Part 21 Non-traditional Signs, 9. Moving images, holograms and gestures

(a) 使用により識別力を獲得した場合

使用することによって、需要者が商品又は役務の出所を認識することができるようになったものについては、登録要件を満たすのではないか。(商標法第3条第2項)

なお、使用による識別力の獲得を証明するための証拠方法等については(2) 参照。

(b) 標章の動き方に識別力が認められる場合

標章の動き方が識別力のある文字や図形等として需要者に認識されるような場合には、商標全体として識別力が認められるのではないか。例えば、標章の動きが軌跡として線で表され、それが文字や図形等を形成する場合等であって、当該文字や図形等が識別力を有する場合には、登録要件を満たし得ると考えられるのではないか。

(イ) 標章そのものに識別力が認められる場合

標章そのものに識別力が認められる場合には、商標全体として識別力が認められる場合が多いと考えられる。

(参考) 主要国・地域における審査基準等

- 英国においては、伝統的商標と同様に商標に接した一般の需要者が、それが指定商品や役務の唯一の特定の出所を表示するものと認識するか否かによって判断される。また、独占適応性の有無についても検討する。

(識別力のない例) カフェサービスについて、ティーポットにお茶を注ぐ動き

(識別力のある例) カフェサービスについて、回転するジャイロスコープの動き

- 韓国においては、提出された図面又は写真と商標説明書を通じて特定される動作の全体(以下“動作全体”という。)が指定商品の品質や用途、目的等の性質表示を直接的に表していると認定される場合(性質表示商標)、動作全体が簡単かつありふれた表示であると認定される場合、動作全体が、指定商品と関連のある分野において一般的に使用され又は使用され得る表示である場合(その他識別力がない標章)には、識別力を有しない。

(2) 使用による識別力を認めるための証拠方法等

(ア) 提出資料について

伝統的商標の場合と証拠方法(提出資料)については異なるところはないと考えられるため、現行の商標審査基準 第2 第3条第2項(使用による識別性) 3.(2)と同様となるのではないか。

(イ) 提出資料に表された商標（使用商標）と出願商標との同一性の判断について

(a) 提出資料が「動き商標を含む動画データ」の場合

動き商標の使用例としては、CM等の広告の動画データが提出される場合が多いと考えられるが、このようなデータには、①商標登録を受けようとする商標及び商標の詳細な説明において表現されていない要素を含んでいたり、また、②音その他の標章とあわせて使用されていたりする場合が多いと考えられる。

この場合、商標登録を受けようとする商標及び商標の詳細な説明から特定される動き商標（以下「出願商標」という。）の部分が同一であって、かつ、出願商標が、その動画データ中の他の要素（音その他出願商標を構成しない文字・図形等）を勘案してもなお、需要者の目につきやすく、強い印象を与え、独立して自他商品役務の識別標識として認識され得ると認められる場合に限っては、使用商標と出願商標は同一と認めるのが适当ではないか。⁵

(b) 商標の同一性が認められない場合

以下のような場合には、提出資料中の使用商標と出願商標が同一であるとは認められないのではないかと考えられる。

- ・使用商標が、出願商標と相違する場合（動き方の相違、動く標章の相違等）
- ・使用商標中に、出願商標の構成要素以外の要素が含まれている場合であって、出願商標部分のみが独立して自他商品役務の識別標識として認識されることはないものと認められる場合（出願商標にはない特徴的な図形等が一連の動きと一体となって表現されている場合等）

4. 不登録事由（商標の類否）について

動き商標についての類否判断については、次のように考えられるのではないかと考えられる。

すなわち、動き商標は、動き商標を構成する、標章（文字や図形等）とその動き方（軌跡）が組み合わされた商標全体から生ずる外観、称呼及び観念をもとに類否判断を行うのではないかと考えられる。

また、現行においても、立体商標と平面商標（例えば、文字商標）のようにタイプが異なる商標間の類否判断は行われていることから、動き商標についても、性質上可能なものについては、タイプ横断的に類否を判断すべきではないかと考えられる。

⁵ 使用例の動画データ等が出願商標よりも時間的に長い場合も含む。この場合には、出願商標が使用例の冒頭や最後に位置する場合には需要者の記憶に残りやすく、中間に位置し全体に占める割合が少ない場合には、全体に埋没して認識されにくい等についても考慮する。

(1) 動き商標間の類否

(ア) 軌跡が残る場合

動き方（軌跡）に識別力が認められる場合、動き方（軌跡）が同一又は類似であれば、全体として類似することが多いと考えられるのではないかな。

(例)



(■の軌跡が「sun」
の文字を描く)

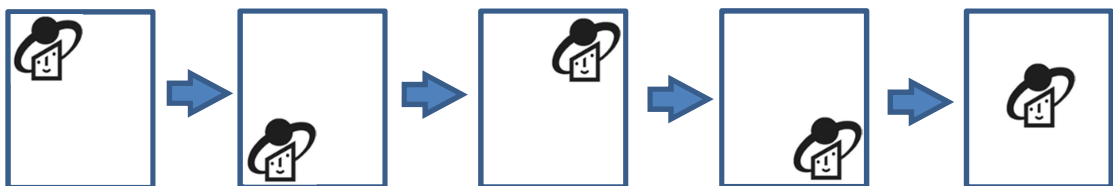
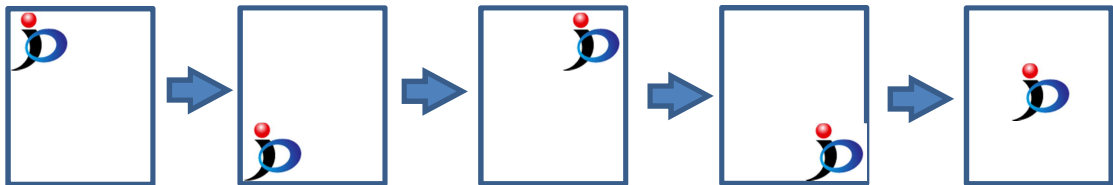


(▲の軌跡が「sun」の
文字を描く)

(イ) 軌跡が残らない場合

動き方（軌跡）が残らないような場合には、残像の描く軌跡が同一又は類似であっても、全体として類似しないことが多いと考えられるのではないかな。

(例) 5枚の図により表された動き商標

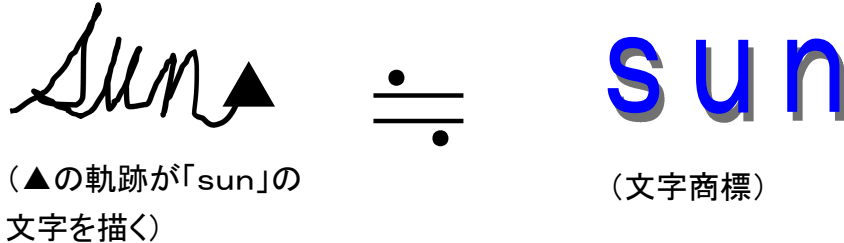


(2) 異なるタイプの商標間の類否

①動き方(軌跡)に識別力が認められる場合

動きによって表された文字からなる文字商標と類似することが多いと考えられるのではないか。

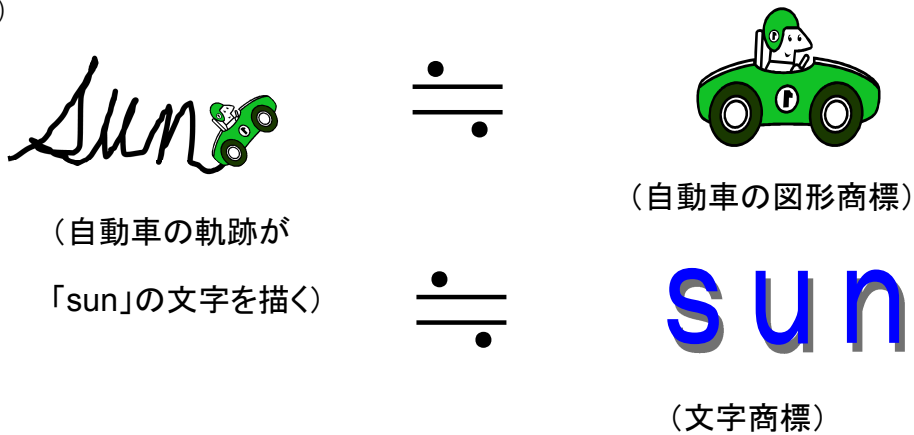
(例)



②標章自体及び動き方(軌跡)に識別力が認められる場合

当該標章からなる図形商標及び当該標章が動くことで描かれた文字からなる文字商標の双方と類似することが多いと考えられるのではないか。

(例)



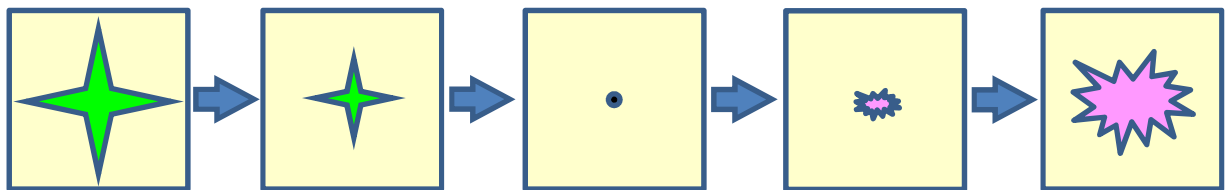
③標章に識別力が認められ、かつ、変化する場合

例えば、変化の前後の標章と当該標章からなる図形商標とは類似することが多いと考えられるのではないかな。

なお、この場合に、変化の冒頭や最後に現れる標章は需要者の記憶に残りやすく、中間に位置する標章は需要者の記憶に残りにくい等の事情を考慮する必要があるのではないかな。

(例)

(標章が変化する動き商標)



(図形商標)



(図形商標)

（参考）主要国・地域における審査基準等

➤ 米国においては、他人の商標との抵触については、通常商標と同様に、混同を生ずるおそれ（likelihood of confusion）の有無によって判断。この判断については、以下の点が考慮される。⁶

1. 標章の全体の外観、称呼、観念、商業的印象の類否
2. 商品・サービスの関連性
3. 商取引経路の類否
4. 対象となる取引者の状況
5. 類似する商品に類似する標章の使用する数や特徴
6. 出願人と先行商標権者との有効な合意

➤英国においては、通常商標と同じく指定商品等の分野における通常の利用者の注意力をもとに、商標同士の外観・称呼・観念を比較し、全体の印象をもとに判断する。⁷

➤韓国においては、動作商標の場合には、動作のイメージが変化する特殊性があるため、次の各号を重点的に考慮して類否を判断する。（審査基準第 21 条第 12 項）

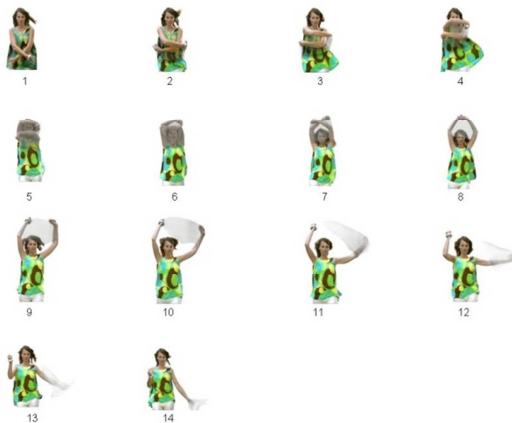
1. 動作商標と他の類型の商標間においては、動作商標の図面又は写真や動作中の基本的主体（要部）をなす姿態。ただし、動作の内容が特異であると認定される場合には、類似でないものとみることができる。
2. 動作商標相互間においては、図面又は写真や動作の内容及び動作中の基本的な主体（要部）をなす姿態。

⁶ Trademark Manual of Examination Procedure(TMEP) 1207.01 Likelihood of Confusion

⁷ 平成 24 年度「視覚で認識することができない新しいタイプの商標に関する各国の制度・運用についての調査研究報告書」

＜参考：主要国・地域の登録例＞

(例 1)



国又は地域(機関): OHIM (CTM)

商標番号: 10084507

指定商品・役務: 第 3 類 (洗濯用の漂白剤等)

説明文: This is a motion mark in colour.

The nature of the motion is that of a main character slowly removing a grey veil from its clothing and passing it over its head to remove it completely.

The nature of the motion perceived is

that this grey veil, which had been a part of the initial clothing, can be peeled off and removed entirely. The duration of the movement is approximately 2 seconds. The 14 stills in the sequence are spaced approximately 0.14 seconds apart. The 1st still is the upper left still. The last still (14th) is the second still on the 4th row. The precise sequence of the stills is as follows: in still 1 the main character catches the grey veil from its clothing. In stills 2 to 4, the main character peels the grey veil off from its upper clothing. In stills 5 to 9, the main character removes the grey veil from the upper part of its body, namely its head and shoulders. In stills 10 to 14, the main character finalizes this removal. At the end of the motion the grey veil has been completely removed.

(仮訳: これは、色付きの動き商標であり、人物が徐々に衣類から灰色のベールをはがし、完全にはがされるまでに頭上へベールを動かしていくものである。この動きの特徴は、初めは衣類の一部であったこの灰色のベールが、完全にはがされる点にある。動きは、およそ 2 秒間継続し、14 枚の連続画像の間隔はおよそ 0.14 秒である。最初の静止画は左上であり、最後の静止画(14 番目)は、四列目の 2 番目である。静止画の正確な動きは、次のとおり。1 の静止画において、まだ、人物は衣類から灰色のベールをつかんでいる。2 から 4 の静止画では、上着から灰色のベールをはがしている。5 から 9 の静止画では、体の上部から、灰色のベールをはがす。10 から 14 の静止画では、はがし終える。動きの終了後は、灰色のベールは完全にはがされる。)

(例 2)



国際登録番号：867275

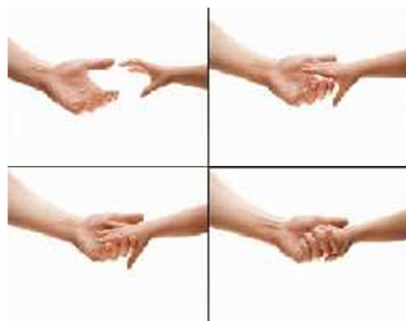
指定商品：第 10 類（医療用機械器具）

ほか第 9 類及び第 44 類

詳細な説明：The trademark is a moving

trademark; the images 1a to 8a are shown in chronological order so that people who look at them will perceive a gliding transition. （仮訳：本商標は動く商標である。「1 a」から「8 a」までの図は時系列で示されている。それ故それらを見た人々はそれらが次第に移り変わっていく様に見えるであろう。）

(例 3)



国又は地域（機関）：シンガポール

商標番号：T0501368G

指定商品・役務：第 9 類（音響又は映像の記録用・送信用及び再生用の装置等）

詳細な説明：The trade mark is a movement mark consisting of an animation of a man's hand and a child's hand which appear in a sequence of four images as shown

in the representation on the form of application, whereby the man's hand and the child's hand converge in the positions illustrated in the top left and right figures, and the man's hand and the child's hand touch and clasp in the positions illustrated in the bottom left and right figures respectively. （仮訳：本商標は、出願商標に示される 4 つの連続写真にみられるように、男性の手と子供の手の間からなる動く商標であり、左上及び右上の写真のように男性の手と子供の手が近づいていき、左下及び右下の写真に示されるように男性の手と子供の手が触れ合い、握りしめる。）

○商標登録出願（改正法）

（商標登録の要件）

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる

2 （略）

（商標登録出願）

第五条 （略）

2 次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない

一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標

二 ～ 五 （略）

3 （略）

4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。

5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。

（拒絶の査定）

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一・二 （略）

三 その商標登録出願が第五条第五項又は第六条第一項若しくは第二項に規定する要件を満たしていないとき

○識別力（改正法）

（商標登録の要件）

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二 その商品又は役務について慣用されている商標

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。